

県土整備委員会会議記録

県土整備委員会委員長 中平 均

- 1 日時
平成29年9月5日（火曜日）
午前10時1分開会、午前10時58分散会
- 2 場所
第4委員会室
- 3 出席委員
中平均委員長、佐藤ケイ子副委員長、田村誠委員、軽石義則委員、柳村岩見委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、工藤勝博委員、小野寺好委員、白澤勉委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
戸塚担当書記、竹花担当書記、高橋併任書記、黒澤併任書記
- 6 説明のため出席した者
県土整備部
中野県土整備部長、高橋理事兼副部長兼県土整備企画室長、遠藤道路都市担当技監、
八重樫河川港湾担当技監、嵯峨県土整備企画室企画課長、
小上県土整備企画室用地課長、菊池建設技術振興課総括課長、
沖野建設技術振興課技術企画指導課長、田中道路建設課総括課長、
白旗道路環境課総括課長、岩湊河川課総括課長、佐々木河川課河川開発課長、
大久保砂防災害課総括課長、藤井都市計画課総括課長、
小野寺都市計画課まちづくり課長、矢内下水環境課総括課長、
廣瀬建築住宅課総括課長、辻村建築住宅課住宅課長、谷藤建築住宅課営繕課長、
照井港湾課総括課長、箱石空港課総括課長
- 7 一般傍聴者
1名
- 8 会議に付した事件
継続調査（県土整備部関係）
「内陸災害公営住宅の整備について」
- 9 議事の内容
○中平均委員長 ただいまから県土整備委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

これより内陸災害公営住宅の整備について調査を行います。

調査の進め方についてであります。執行部から説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局から説明を求めます。

○**廣瀬建築住宅課総括課長** 内陸災害公営住宅の整備につきまして、お手元の資料に基づき御説明をいたします。

資料の1ページをお開き願います。まず、一つ目の項目の災害公営住宅整備の進捗状況について御説明いたします。

まず初めに、応急仮設住宅等の入居状況について御説明をさせていただきます。表の赤枠のところをごらんいただきますと、依然として1万人を超える被災者の方が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされている状況が続いております。また、この表にはございませんが、内陸部におきましては、みなし仮設住宅に、413戸、873人が入居されているという状況がございます。

下のほうの表をごらんいただきますと、建設された応急仮設住宅は、撤去したものを除きまして現有戸数が1万1,000戸程度ございまして、入居率のほうが35.4%となっております。今後災害公営住宅等に入居いただく、または住宅再建によりまして応急仮設住宅のほうから御退去いただき、徐々に集約が進んでいるという状況になっております。

次に、資料の2ページをお開き願います。沿岸部の災害公営住宅整備の進捗状況について御説明いたします。沿岸部に整備する災害公営住宅は5,673戸予定しておりますが、4,879戸が完成し、進捗率は現在86.7%となっております。今後の見込みでございまして、表の下に書かせていただいておりますが、平成29年度末には92.3%、平成30年度末には99.9%の進捗が見込まれております。

下の表をごらんいただきますと、入居率が91.2%という形になっておりまして、徐々にではございますが、入居が進んでいる状況になっております。米印のところを書いておりますけれども、入居された後に既に退去されたという戸数が185戸ありますので、一旦入居されたという世帯数はもう少し多くなっております。

次に、資料の3ページをお開き願います。こちらの事例は、大槌町榎内地区と陸前高田市柝ヶ沢地区に県が建設した災害公営住宅の事例でございます。左側の榎内地区に関しましては、県が建設した後に市町村が管理する形として譲渡させていただいたものです。木造の平家ですとか2階建て、そういった形で、地域のニーズに応じて敷地の状況も考えながらつくらせていただいているものです。

右側の柝ヶ沢地区につきましては、県内最大規模ということでございまして、1号棟150戸、2号棟151戸ということで、かなり大規模なところです。

こういったようなさまざまなタイプの災害公営住宅を順次供給しております。特に右側の柝ヶ沢住宅などでは、住民の皆さんがお互いに支え合いながら住みやすい地域をつくっていく、そのコミュニティーをどうつくっていくかというところに課題がありまして、そ

こについて、そういった活動を進めていけるように取り組ませていただいているところで
す。

次に、資料の4ページをお開き願います。二つ目の項目の内陸災害公営住宅の整備に至
る経緯について御説明させていただきます。左側の基本的な考え方でございますけれども、
内陸に避難をしている被災者の皆さんについては、できるだけもとの居住市町村に戻って
いただくということが本来の姿であると考えております。しかしながら、一方で就業や就
学、通院などの都合でやむを得ず内陸にとどまることを望んでいらっしゃる方もおられる
という状況があります。その中で、沿岸市町村で人口流出を懸念されるというようなこと
ももっともな状況でございます。こういった中で、被災者に寄り添った対応を進めていく
ためには、これまで被災地に戻る意向を示してこなかった方で、自力での住宅確保がどう
しても困難な方というのを対象とする限定的な入居要件を設定して内陸への災害公営住宅
の整備ということを行っていくということを基本的な考え方にしております。

これから経緯を順を追って御説明させていただきます。右側のほうに内陸地区避難者の
意向と書いてあるところがございます。復興局におきまして、県外及び内陸地区に移動し
ている被災者へのアンケート調査というものを過去に実施しております。このグラフは、
内陸地区への避難者の方のみのものですが、もとの市町村に戻りたいという方がおられる
一方、約半数の方がそのまま定住したいという意向を持たれているという状況があります。

次の資料の5ページをお開き願います。内陸にとどまる意向を持たれている避難者の方
にどのような課題があるのかというのをちょっと概念図で整理させていただきました。一
番左の側に縦軸がございまして、被災者の負担がより大きい、小さいという形で便
宜上表現させていただいております。上から順番に、土地、建物を取得するという住宅建
設、建物のみを取得する住宅建設、民間賃貸住宅を借りていただく、また公営住宅とい
うような並びになっております。一番下の公営住宅につきましては、沿岸部には災害公営住
宅を整備しているということで赤く表示しておりますが、内陸にいらっしゃる方につきま
しては、既存の公営住宅がある状況はございます。ただ、空室が少ないということもあり
ますので、なかなかそれだけで皆さんに入居していただくというのは難しいという状況が
あります。ただ、所得が少ない方にとっては、例えば住宅再建をしたり、民間賃貸住宅に
入ってくださいという形も難しいという状況がございまして、何らかの対策を講じていかな
いと内陸部の、特にみなし仮設住宅にいらっしゃる方が生活再建していくのは難しいとい
う状況があります。

次に、資料の6ページをお開き願います。こういった意向があるということとはございま
すけれども、具体的にどのように生活再建を考えていらっしゃるかということをちょっ
と詳しく調査した経緯があります。左側の内陸避難者へのアンケート調査ですけれども、
平成27年に内陸避難者の方を対象に実施したものでございます。円のほうのグラフの29%
と書いてあるところが何らかの形で災害公営住宅を御検討されていたと。右側のちょっと
小出しにしている棒グラフでございますけれども、全体から見ると14%の方が内陸部での

災害公営住宅というものを御検討されているというようなことがわかりました。また、内陸部等にとどまることとした理由といたしまして、仕事ですとか、病院への通院等がありまして、その生活を継続するためにはなかなか沿岸部に戻るということが難しいという方がいらっしゃるということもわかりました。

この状況を沿岸市町村と御相談をさせていただきまして、内陸の災害公営住宅が真に必要な方を把握するために、右側でございますけれども、平成28年に意向調査を行いました。その際に、人口流出を促進しないこと、また自力での住宅再建が困難な方への支援という観点から入居要件を設定して、そういった方がどれぐらいいらっしゃるかということで調査を行いました。その要件ですが、具体的には入居しようとする全ての方の収入の合計額が一定基準以下であること、公営住宅並みということでございます。また、平成27年4月1日時点で沿岸部以外のみなし仮設住宅で避難生活を送られているということ、またこれまでの意向調査等において、沿岸市町村に戻る意向を示していない。また、被災者生活再建支援金加算支援金等の住宅再建に係る補助金等を申請していない。そういったようなことを要件にさせていただきまして、どうしても真に必要な方ということに限らせていただきました。入居を希望すると回答された方は447世帯いらっしゃいましたけれども、沿岸市町村にこういった方の要件について、改めて確認に御協力をいただきまして、要件に合致している方が291世帯いらっしゃる。この分が内陸部の災害公営住宅として必要な数として調べさせていただいたものです。

次に、資料の7ページをお開き願います。先ほどの291世帯の方を対象として、昨年10月に入居希望が多かった内陸部の6市での災害公営住宅の整備を決定させていただきました。予定戸数ですが、盛岡市162戸、北上市32戸、奥州市12戸、一関市36戸、旧千厩町10戸、花巻市25戸、遠野市14戸、計291戸という形でございます。

右上のところの事業主体につきましてですが、基本的に県がやらせていただくというところはあるのですが、花巻市と遠野市におかれましては、みずから事業主体として整備いただけるという形で申し出いただきましたので、そちらのほうにお願いをすることにさせていただきました。

なお、県営団地の建設場所を具体的に検討する作業をさせていただきました。まず、建てかえ中の既存の県営住宅団地2カ所ございまして、盛岡市の備後第1団地と一関市の駒下団地というところは、その建てかえをまだしていない部分につきまして、スピードの観点も考えて災害公営住宅に振りかえさせていただく。その後、県庁内ですとか、あと建設予定地の市町村に候補地をリストアップいただきました。その中で、交通利便性ですとか、生活支援施設の充実等ですとか、事業の迅速性、そういったような多面的な視点で評価を行って、適地を選定したという経緯がございます。

次に、資料の8ページをごらんいただきたく存じます。そういった形で建設場所を表の一覧のように整理をさせていただきました。仮入居募集というものを実際の建設予定地が決まった段階でさせていただいております。こちらは仮ということなのですが、実際の入

居時に改めて収入状況等の書類を出していただく入居手続きをお願いする形になりますので、仮という形で書かせていただいておりますけれども、実際に御入居いただくことを決定するための最後の機会というか、そういった形で戸数を決定させていただくという形でございます。もちろん要件に合致する希望者の方全員に御入居いただけるように災害公営住宅の整備を進めるということが大前提になりますので、表の右から2番目の要件該当者というところの世帯数に応じた建設戸数を建設するということが原則になります。ただ、ちょっと米印をつけさせていただいているのですが、例えば備後第1アパートですが、こちらのほうは敷地の制約上50戸しか建設できなかったという部分がありますので、後で募集いたしました盛岡市の（仮称）南青山アパートのほうに64引く50の14世帯の方は、申し込んでいただくという形にさせていただきました。また、表の2行目の駒下アパートでございますけれども、こちらのほうも敷地の制約がございますので、申し込み状況によってはほかに団地を新設することを想定しておりました。結果的には、26引く22ということで4戸不足することということにとどまりましたので、その4戸に該当する方につきましては、既に一関市に内陸部の災害公営住宅を整備いただいておりますので、そちらのほうにあきがございますので、そちらをあっせんさせていただいたという状況になっております。

そういったように、一応数字上のことはありますけれども、希望者の方全員に御入居いただくという形にはなっているという状況でございます。

大変申しわけございませんが、（仮称）南青山アパートにつきましては、一番最後に仮入居募集をさせていただいたというところがありまして、要件該当者の精査を現在も継続している状況ですので、建設戸数の目安のみお示しさせていただく形になります。被災者の住宅再建に直結いたしますので、ちょっと丁寧に手続を進めさせていただいているという状況でございます。申しわけございませんが、御容赦いただければと思います。

次に、資料の9ページをお開き願います。こちらで、県整備分の内陸災害公営住宅の整備スケジュールについて御説明いたします。一番上の備後第1アパートにつきましては、平成29年度末に完成するものがございますけれども、ほかのものも平成30年前半に完成する予定となっております。

次に、駒下アパートでございますけれども、平成30年度末に完成する予定となっております。

残りの四つの団地につきましては、平成31年中に完成する見込みというような形になっております。お待ちいただいている被災者の方には、工期を要することに大変申しわけない思いでございますけれども、一日も早くということで全力で整備を進めてまいります。

また、一番下の（仮称）南青山アパートでございますが、左から3番目の列の整備方式と書いてあるところで、UR委託と書かせていただいております。どうしてもこの土地は、造成が必要となってくるものですから、そういう知見と技術力がございますので、UR都市機構に委託して万全の体制で整備を進めていきたいという形でさせていただく予定です。

なお、参考ではございますが、この表にはありませんが、花巻市の整備分につきましては

は平成30年度末までに、遠野市の整備分につきましては平成29年度から30年度にかけて完成する予定という情報を今聞いております。

次に、資料の10ページのほうをお開き願います。現在工事中の県営備後第1アパートについて御説明いたします。左下をごらんいただきますと、立地につきましては県道盛岡滝沢線沿いのビッグハウスの近くに県営住宅団地がございます。そちらのほうに既にコミュニティができていますので、そちらの建てかえを振りかえているというものでございます。右上の配置図をごらんいただきますと今回建設する8号棟、9号棟、10号棟、そういった50戸が災害公営住宅として整備する予定であるということです。その他の一般公営住宅が150戸程度あるというような状況でございます。右下の写真が8号棟の建設中の写真となっております、8、9号棟に関しましては、写真右側にちょっと見えませぬ鉄筋コンクリート造の白い住宅、10号棟に関しては、今左側のほうの木造の灰色のような住宅というようなイメージで完成しているというものでございます。

次に、資料の11ページをお開き願います。県営駒下アパートについて御説明いたします。左下の立地につきましては、周辺が閑静な住宅街となっている県営住宅団地内でございます。先ほどと同様に既にコミュニティができていますという状況があります。右上の配置図をごらんいただきますと10号棟、11号棟、12号棟というところで22戸、その他に40戸程度一般の公営住宅があるという状況がございます。写真が10号棟の建設予定地を南側、配置図で言うと下側から見たところとなっております。

次に、資料の最後のページをお開き願います。県整備分の残りの団地の立地のほうをまとめさせていただいております。左上の（仮称）黒沢尻アパートですけれども、市営住宅団地がちょうど隣接しているところがございます、また隣にイオンタウンがあるという便利な立地となっております。

左下の（仮称）桜屋敷アパートですが、桜屋敷ニュータウンというところの閑静な住宅街にございまして、近くには県立胆沢病院があるという立地となっております。

右上の千厩の（仮称）構井田アパートにつきましては、千厩駅から徒歩5分ほどの旧千厩中学校の、今応急仮設住宅が建っているところがございますが、その部分を一部集約させていただいた土地に建設を予定しているというものです。

右下の（仮称）南青山アパートですけれども、青山駅から徒歩5分ほどの線路横の現在鉄道林となっているところがございます、周辺のコミュニティー活動も活発にされているということで、受け入れていただけるものかと思えます。

このように、内陸災害公営住宅の整備は、被災者の方の住宅再建に重要なものだと認識して頑張っております。市町村と連携しながら精いっぱい取り組んでまいりますので、引き続き御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます、内陸災害公営住宅の御説明とさせていただきます。

○中平均委員長 ただいまの説明に対し、質疑、意見等はありませんか。

○軽石義則委員 それでは、2点質問させていただきます。

まず1点は、2ページの災害公営住宅整備の進捗状況の中で、被災者の入居後の既に退去した185戸という数字が出されておりますけれども、この中身を少し詳細に説明いただきたいと思ひますし、どういふ理由でしょうか。その退去した方々のその後の動向はどのように把握をされているのか、お示しをいただきたいと思ひます。もう一つは例えば災害公営住宅の構造上の不備等を含めていろいろな課題、問題があつてそういうことになっているのか、そういう課題、要望等、どのように把握をされて、その対策をとっているのかも含めて示していただきたいと思ひます。

もう一点、既存の公営住宅を振りかえて災害公営住宅にという説明がありましたけれども、県営住宅、いわゆる既存の公営住宅にもかなりの応募数があつて、そこにもなかなか入れないという声を聞いているのですが、そうなつた場合、さらに被災者でない方々の公営住宅の入居が厳しくなってくるのではないかとと思ひますが、それらの対策はどのように考へているのか、お示しを願ひたいと思ひます。

○辻村住宅課長 ただいま御質問がございました1点目、沿岸の災害公営住宅に入居されて、既に退去された方の動向でございます。公営住宅の退去につきましては、退去届ということで、届出書の提出で足りる仕掛けになっておりまして、そちらには特に理由とか、そういったものを求めているものではありません。具体的に統計をとっているものではございませんけれども、私どもが指定管理をお願いしている岩手県建築住宅センターのほうで届け出を持ってきた方々にちょっといろいろとお話を聞いたという形で、やはり転居の理由としては、お仕事の都合で異動になつたとか、それからあとは元氣なうちは一人で暮らせるようになったのだけれども、だんだんちょっと年をとつて厳しくなつてきたので、施設に移るとか、お子さんたちと同居することを選択したといったような理由を聞いております。

それで、1点目の質問に補足してお話のありました建物に何かふぐあいがあつて、退去というような形は、今のところお話は承つてはおりません。パーツのふぐあい等につきましては指定管理で、通常建物を管理させていただいてる中で、対応させていただいてるところでございます。

それから、2点目の既存の公営住宅の振りかえの関係でございますけれども、委員に御紹介いただきましたとおり、一度振りかえてしまうと一般の公営住宅を待っている人はどうするのだというようなお話ですが、なかなか昨今予算等が厳しくて建てかえ等も進んでいない状況にはあります。考へ方としましては、順繰りに建てかえをやっていく計画をしておりますので、次に建てかえを計画している団地のほうを前倒しをすることで今検討しております。ですから、トータルといたしまして、そこは前後する形になるわけではありますけれども、方針的なものとしたしましては、当初考へていた棟数を順次整備していければという形にしていくということで考へております。

○軽石義則委員 届け出一つで具体的には把握をされていないと、聞き取り調査も多分概要というぐらいのものだと思うのですが、やはり災害公営住宅の場合は通常の一般

公営住宅とは違う意味もあると思いますので、しっかりそこを把握するような取り組みは必要ではないかと思っているのですけれども、その点今後、さらにこのように内陸部にも広げていくとすれば、そういうその後の状況把握というのはしっかりするべきではないかと思いますが、その点どうなのでしょう。

○**廣瀬建築住宅課総括課長** 委員から御指摘いただいた、しっかり丁寧に対応させていただく、災害公営住宅につきましてはその後の生活再建のために特にやっているという状況があると思います。

そういった中で、窓口としてもそういったしっかりお困りのところには対応させていただくということがやはり基本だと思っておりますし、そういった例えば福祉的な部分でお困りの部分があれば、福祉関係のところにつないでいくということも求められてくると思います。ただ、要するにみずからお話しいただく分に関しては、特にそういうつないでいくというか、対応ができると思うのですが、全部理由を事細かに聞かないと退去できませんというような形ですとプライバシーの関係等もありますので、このあたり実際に例えば内陸部であれば復興局のほうで避難者の支援を現在やっておりますし、また今回内陸部の市町村にも、特にコミュニティー、そういった意味で生活をどのように軌道に乗せていくかということについても御協力いただくという形でお申し出をいただいているところです。そういった形で特にそういう入退去とかも含めて、その後の生活がどうなるのかということも含めて内陸部の市町村とどういったことが対応としてできるのかということについてちょっとお話し合いをさせていただきながら、いい道を見つけていければと考えておりますので、委員御指摘のところはごもっともだと思いますので、我々にできることが何かということをちょっと考えてまいりたいと思います。

○**軽石義則委員** ぜひそういう形で対応していただきたいと思っておりますし、詳しく聞かなければ退去できないのだというように条件をつけてくれと言っているのではなくて、退去する方はそれなりの理由があって退去するわけですから、それはそれとして届け出一つでその背景を県としても把握する意味を込めてのアンケート的なものになるのか、そういうものも指定管理者に全て任せているので、指定管理者から聞いたことしかわかりませんというような回答ではなかなか理解が得られないのではないかと思いますので、ぜひそういう意味では各関係箇所との連携も大事だと思いますけれども、しっかり対応してもらいたいと思います。あと県外の方も入居を希望する方々がいると思うのですけれども、その方々への対応というのはどうなのでしょう。

○**辻村住宅課長** 県外からの入居希望者でございますけれども、県外で被害を受けられた方についても入居を認めることとしております。もともと発端が気仙沼市の避難者で旧千厩町内の応急仮設住宅とか一関市内のみなし仮設住宅に避難されている方が多数いらっしゃるということを受けまして、私どもこの内陸災害公営住宅の計画を持った時点で、私は気仙沼市役所のほうをちょっと訪れまして、実際に岩手県では内陸避難者に対する支援をするつもりがあると、そこの中でもし希望があれば、岩手県としては入居を認めること

はやぶさかではないですけれども、それは当然気仙沼市のお考えがあるということでいろいろお話をさせていただきました。気仙沼市としても被災者の生活再建が最優先だということで、私どもの申し入れに対して感謝いただくというお話を頂戴いたしましたので、それを踏まえまして、たまたま宮城県で被害を受けた方だからだめですよというものではないと私ども考えますので、それらの方々についても申し込みをいただき、今回同じルールで入居要件を設定させていただきましたので、その内容につきましても被害を受けた宮城県、福島県の市町村のほうに確認をさせていただき、入居させて構わないかということでお話を伺った上で、入居者の選定を進めているところでございます。

○**軽石義則委員** ぜひそのように対応していただくようお願いしたいと思います。

あと、いわゆる一般の公営住宅に入居希望の分で新築がおくれた分、前倒しでやるということですが、現状公営住宅に入居希望されている方々はどのぐらいいるのかというのは、把握はされているのでしょうか。

○**辻村住宅課長** 今一般の公営住宅があいた場合に、待機の入居募集をさせていただいておりますけれども、ならしで大体3倍ぐらいの応募倍率になっております。これは、ここ数年3倍ぐらいの数字で推移しているところです。

○**軽石義則委員** 3倍ぐらいの募集があるということで、いわゆる要望があるということでもありますけれども、その要望する皆さんの要望に答えていくためにはどのぐらいのペースで前倒ししていく予定なのでしょうか。

○**辻村住宅課長** 済みません、ちょっと説明が不十分だったかもしれません。建てかえ等に伴う建設につきましては、どうしても昨今の厳しい財政等の状況もありますので、私ども一般の公営住宅の長寿命化計画ですとか、そういった長期計画を立てまして、大体年間1棟ぐらいのペースで建てかえ等を進めていくような計画を持っております。その中で、年間大体……、済みません、ちょっと数字はあれですけれども、年間ここ5年間でこれぐらいの建てかえを行うといったような計画を持っているわけですが、その数字をクリアするような形で、その建てかえを予定している団地が駒下とか備後ではなくて、別の団地でその予定している戸数を前倒しで建てかえをしようということを考えているものでございます。

3倍の希望者があるということで御説明させていただきましたけれども、現状は希望された方々が全員入居できるだけの戸数を整備していくとか、それを前倒しするというのはなかなかちょっと厳しい状況にはございますので、まず今持っている計画をきちんと達成するような形で建てかえとか、その整備を進めていくということで考えているところです。

○**軽石義則委員** なかなかはっきりとした答えが出せない状況にあるというのはわかりましたけれども、県土整備部で公営住宅を整備する理由の一つには、やっぱり働き場を確保した上で、ここには働く方々が住む場所を求めてくることも十分考えられるわけでもありますので、やっぱり働き方を改革しようということで、県全体で今取り組んでいる一つの政策として県の公営住宅をしっかりと整備していくことによって、雇用の確保にも結びつけ

ていかなければならないのではないかということ。あと結婚をして住むところを探しているという方々もいると聞いておりました、なかなか公営住宅、県営の住宅には入ることが難しいという方々もいるようですので、そうなる人口減少対策の一つにも結びついていく施策ではないかと思えます。そういう意味では、やっぱり前倒しするというだけ、いわゆる県土整備部だけの対策ではなくて、県全体の政策として共有していく課題ではないかと思えますが、その点どのようにお考えでしょうか。

○**廣瀬建築住宅課総括課長** 委員から御指摘いただきましたとおり、そういった人をどのように呼んで仕事をつかって、そこを活性化させていくというようなことは、まさに県庁全体の課題だと認識しております。

そういった中で、住まいの問題、住むところがあって、働くところがあってというのがやはり両輪だと考えておりますので、そういったところにつきまして、特に全庁的にも関心があるところですし、特に市町村のほうでそういった外から人を呼び込んでくるという形を考えているという話も私どものほうからお話をさせていただいているところでございます。

そういった中で、公営住宅もそういった意味で貴重なストックでございますし、私どものやっている話でいいますと民間の空き家をどのように、要は使える形にして、特に魅力的な住まいとしていくかということ、それにまさに仕事というところをどうくっつけていくか、要するに外から岩手県に住んで働きたいという方のニーズにいかに円滑に 대응していくかということは大きな課題だと認識しております、委員と同じ認識でございます。そういった中で、何ができるかということ、財政状況もございませけれども、やはりアイデアで何とか突破できる部分もあるのではないかと考えておりますので、今空き家対策につきましては連絡会議を設けまして、全国の先進的な事例を皆さんで共有しながら何ができるのかという形で進めております。そういった形でオール岩手県でそういったことを、いろんなツールを使いながらやらせていただければと思っておりますので、ぜひこれからも御指導賜ればと思います。

○**神崎浩之委員** 人口減少の中で、沿岸から内陸というのはやはりいろいろ議論がありまして、丁寧に進めていただいたということで、丁寧な御説明もいただいたところであります。

まず、確認させていただきますけれども、まず1ページなのですけれども、上の入居状況であります、括弧に、内陸部のみなし仮設住宅の入居状況は413戸、873人と書いてありますが、この数字というのは沿岸から来た人なのか、それともともと内陸でも地震でみなし仮設住宅に入っておりましたので、その数も入っているのか、もともと沿岸部にいた方だけなのか。それとも内陸で被災した方が内陸のみなし仮設住宅に入居している方も入っている数字なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、あわせて今内陸の地震で、一関市もそうなのですけれども、内陸の地震でみなし仮設住宅に入っている方がいるのですけれども、そういう方は何人ぐらいいるのか、

その辺をお聞かせいただきたい。

それから、あわせて家賃なのですけれども、沿岸にいる方はそこそこ同じなのですけれども、内陸に災害公営住宅となると、もともとの市町村なり県なりの公営住宅があるわけですね。被災者の家賃ということは、やはり内陸の災害公営住宅のほうは支援策というか、特典があるのかどうか。内陸につくるということでいろいろと既存の施設との違いがあると思いますので、その点についてまず確認させてください。

○辻村住宅課長 内陸部のみなし仮設住宅の入居の関係ですけれども、みなし仮設住宅の契約に関しては、県の復興局の生活再建課で担当しておりますので、私も具体的な数字は承知していませんけれども、基本的に発災直後はやはり内陸部でもかなり被害が出ましたので、それを受けてみなし仮設住宅という形で入居されている方がいるということで伺っていましたが、やはり沿岸部ほど被害が大きくないものですから、みなし仮設住宅が認められる期間が限られております。まだまだ沿岸部はこれから時間がかかるぞということで残っておりますけれども、基本内陸部のものについては、おおむね解消したということで聞いていますので、先ほどの数字につきましてはまず沿岸から避難されてきた方の数ということだろうかと思います。

また、もともとあります一般公営住宅と、それから災害公営住宅の家賃の関係ですが、基本はどちらも公営住宅法制度に基づいている建物ですので、家賃の考え方は基本一緒でございます。ただ、唯一違ってくるのは災害公営住宅の場合、今回被害が大きかったということで、特別家賃低減ということで、特にも所得が少ない方々に対しては、さらにそこから一定期間減免するというような制度がありますので、その部分で若干一般の公営住宅と差がついている状況でございます。

○神崎浩之委員 今答弁の中に、内陸は沿岸ほど大きな被害ではなかったというような言葉があったので、こういう言葉は注意してもらわないと。家が倒れているのですよ。全壊も多いので、長期間内陸の一関市の人はみなし仮設住宅で暮らしているのですよ。いまだに戻れない人もいるのですよ。だから、規模というのと沿岸と内陸、被災した人の一人一人を比べれば、そのような表現の仕方というのは気を使っていたきたいと強く感じました。部長、いかがでしょうか。

それから内陸部のみなし仮設住宅は今後も続いていくと思うのですけれども、これもやっぱり国のほうと確認しながら毎年、毎年延長していくということでもいいのかどうかですね。

それから、あときょうの資料の8ページですか、一関市は駒下アパートがあるのですけれども、その米印の下の2番目に残りの該当者に対し、一関市が建設した災害公営住宅等を斡旋と書いてあるのです。私もこれ見たときに、一関市はもうつくって入っているのですけれども、県整備、そして市整備というのがあって、この中に、一関市の分が入るのかと思っているのですけれども、一関市が整備しているのですけれども、市整備というのがまたありますし、その辺はどのように分けているのかということ。

それから、一関市以外にも一関市が建設した災害公営住宅のようなものほかの市町村でもあるのかどうかをお願いします。

○中野県土整備部長 今ほど住宅課長のほうからの答弁の中で、内陸の被災者と沿岸の被災者ということで、一人一人の程度の違いということがありました。このことについては、訂正させていただきたいと思います。いずれにしても被災者一人一人に寄り添った形で生活再建をしていくということは、県全体の大きな方針だと思います。その延長上で、今回の内陸の災害公営住宅の整備というのもあると考えておりますので、御理解いただければと思います。

数字につきましては、今ほど住宅課長からあったとおり、この873人については大勢が沿岸で被災された方で、内陸にやむを得ない事情でとどまっている方ということで考えております。いずれ入居の要件については、個々に一つ一つ確認した上で入居いただくということでございますので、その点について御理解いただければと考えております。

残りの質問については、また住宅課長のほうから答弁させていただきます。

○辻村住宅課長 まず先ほどの答弁、不適切なところがありました。申しわけございません。

それで、まず1点目、応急仮設住宅等の延長の関係でございます。こちらは、来年度以降、特定延長といった形に切りかわると復興局のほうから聞いております。この特定延長として、自分が今家を建てている途中なので、これができるまでは住むところがないですと、また災害公営住宅に入る予定になっておるのですが、今そこが工事中なので、そこができるまではというその特定の理由のある方のみを国のほうと調整をとりまして、1年更新にはなっていますけれども、そういった住むところができるまでの間、住まいの確保ということで入居期間を延長更新させていただくという形になっておりますので、まず今回の公営住宅の計画等で、ちょっと時間はかかりますけれども、その間行くところがなくなるといったようなことは絶対ない形で対応させていただきますというところでございます。

それから、2点目の一関市の災害公営住宅との関係ですが、もともと一関市は、やはり震源が近かったこと等もありまして、かなり市内で被害を受けている方が多かったということで、一関市が市内で被害を受けた方向けに災害公営住宅を建設したところですが、こちら昨年の秋に完成して入居募集し、それから入居予定の方が家を建てたということで伺っておりますが、最終的に4戸ほど部屋が空き室のままで残ったということでしたので、市のほうとちょっと協議させていただきまして、今回沿岸部から避難してくる方々、一関市にお住まいになっている方々等々もございますので、これらの方を入居させていただくことはできないかということをお相談しましたところ、快く了解していただきましたので、そちらのほうにも入っていただくということで対応させていただいたものです。ですから、もともとのすみ分けとしましては、一関市はみずから市内で被害を受けられた方向けに建てられた災害公営住宅ということになっております。

また、あと内陸部で同様な形で災害公営住宅を建設した市町村は一関市だけとなっております。

ります。

○**神崎浩之委員** ということ、内陸も結構被害があったということを忘れないでいただきたいと思っています。土地はきちっと整理されたのですが、いまだにトラウマがあって戻らないという方もいるのですよ、物理的な話だけれどもね。結構な精神的なショックを受けている女性の方もいっぱいまだにいますので、慎重に進めていただいているようでもありますけれども、要所、要所にもよろしくお願ひしたい。

それで、先ほど全体では3倍ぐらいの申し込みがあるということなのですが、できたばかりというか、できていない部分もあるのですけれども、今後あきがあったときにどうしていくのかと思うのです。特に今回内陸部がテーマなので、内陸部の場合に入居が100%ではない場合も出てくると思いますが、さらにあきが出てくると思うのです。そうした場合の活用、またこれ沿岸とは違う環境にあるのではないかと想像するのですけれども、どうしていくのか。新しい施設でありますし、もしかしたら一般の方にも県営アパート、市営アパートを希望している方が多いので、内陸部の場合にはそういうことがすぐ出てくるような気がするのですけれども、厳しい要件をつけながら余り沿岸から内陸に来ないようにというようなことなのですから、その点についてお伺ひしたい。

○**辻村住宅課長** ただいま御質問がありました内陸災害公営住宅が将来あいてきたときにどうするかというお話でございます。これ大きく二つあると思っています。

まず、最初の時点で今回仮入居申し込みに手を挙げただけけれども、実際に完成するまでちょっと時間がありますので、その間に事情が変わった方というのはどうしても出ていらっしゃると思っています。とはいいいましても、沿岸部で行っておいりました意向調査という形ではなく、仮入居申し込みということで、具体の方々をきっちり把握した上で戸数を確保させていただいていますので、数は少なくなるとは思いますが、それでもやはり状況が変わった方はいらっしゃると思いますので、それらの方々、あいた部屋につきましても、今回の意向調査で手を挙げなかった、仮申し込みで希望しなかったのだけれども、逆に条件が変わって、やっぱり入りたいという方が出てくる可能性がありますので、それらの方をまず優先していくべきということになるかと思ひます。

それから、将来的な話でございます。やはり災害公営住宅は、制度上は被災者でなければ入居することはできませんが、例えば議会でも沿岸の災害公営住宅の入居の御質問いただいておりますけれども、こちらは一定期間たちまして、将来的には確実にあいてきます。これらについては、制度上一般の公営住宅として振りかえられることになっております。ですから、その中で、私どもが抱えています県営住宅のバランスを見て、例えば古いような団地であればなかなか維持修繕も大変な状況にあります。その中で便利な場所に建った団地であれば、そちらのほうに人を誘導して、将来統廃合を考えていくとか、そういう長期スパンに立って今回ふえる戸数を踏まえまして、将来的にどういう形で県営住宅全体を管理していくのか、ということになってこようかと思ひます。いずれ将来あいてきたものについては、まず一般の公営住宅として、一般の県営住宅として活用させていただ

くことを考えます。

○**神崎浩之委員** 一定期間というのがあって、なかなか難しいところですね、この判断ね。例えばこの駒下地区というのは、もともと一関地方の大水害のときの復興住宅で、古い木造の一戸建てのぼろぼろで、電気のアンペア数も上げられないくらい古いところだったりとか、1階の5軒ぐらい長屋方式とかあって、そこに新しい県営の住宅が建つということで、恐らく移動したいとか、あいているぞとかということがあって、市町村からもいろんな相談が出てくると思うのですよね。そこで一定期間、それから入居率が例えば3割を切ったとか、いろいろ出てくると思うので、そうした場合には一番最初に声かけるのは、実は沿岸の被災者なのだけれども、やっぱり内陸に来たいという方もいるかもしれないし、どこに声かけていくのかというのがあって、一義的には沿岸の被災者に声かけていくのか、それともそこは考えないで、設置している市町村の希望者にもっと広げていくとかいろいろあるのですけれども、答弁は要りませんので、いずれ難しいことだと思います。特に内陸のほうはあいてくるのではないかと、それを地元の人たちが希望するのではないかとという懸念を持っておりますので、うまく国との関係を調整しながら進めていただきたいと思えます。

○**中平均委員長** ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって内陸災害公営住宅の整備について調査を終了いたします。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** なければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

県土整備委員会2年ということでございまして、委員会室でやるのはきょうで最後になると思います。委員の皆様ありがとうございます。また、執行部におかれましても、真摯な御対応ありがとうございます。今後ともよろしくお願い申し上げます。本日の調査を終了させていただきます。

執行部の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでございます。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の9月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成29年度県土整備委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中平均委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加をよろしくお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。